平成２４年（フ）第９３８号
神戸市東灘区御影中町１丁目15番22号　302号
債務者　中塚久美子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３４号
大分県別府市餅ケ浜町１番34号
債務者　山田千代子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦1081番地
債務者　橋口さつき（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目23番37号メゾンあらた102号
債務者　護摩所ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
熊本市東区花立２丁目８番８号　桜木荘102号
債務者　森友　賢一
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９１号
熊本市中央区南熊本２丁目７番３号　プロミネントハイツ302、前住所福岡市博多区半道橋１丁目７番８―404号
債務者　堀　　貴志
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６０１号
熊本市西区池田１丁目29番14号　京町台ドリームハイツ201号
債務者　中林　法嘉
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６０３号
熊本市西区花園７丁目2474番地、前住所熊本市西区花園５丁目46番４―105号　上ノ原団地
債務者　泉　　義光
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１０号
熊本市中央区迎町１丁目２番23号　グランリーオ21・502号室
債務者　小河　茂子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４８号
岐阜県羽島郡岐南町野中７丁目101番地、申立時の住所岐阜県羽島郡岐南町野中６丁目71番地　ディライフルＡ棟203号室
債務者　道願　忠司
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４９号
名古屋市中川区中花町70番地　パル中花201号
債務者　布目加世子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００号
鹿児島県姶良市池島町18番地６セジュール本田202号
債務者　大王　里江（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
鹿児島県姶良市平松6286番地サンプリモ藤103号
債務者　野村　リカ（旧姓神領）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
名古屋市港区惟信町１丁目２番地　ドエルウエスト401号
債務者　兼康　礼子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７号
山口市旭通り２丁目８番11号　サンガーデン旭通り６番館101号
債務者　阿川　伸次
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０２２号
埼玉県三郷市三郷１丁目26―６
債務者　石橋すみ子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２３号
東京都武蔵野市境南町４丁目７―15―206
債務者　清水　　信
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部